

証券コード 3140
2021年9月14日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目13番18号
いちご三田ビル3階
株式会社イデアインターナショナル
代表取締役社長 森 正人

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年9月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大の防止と株主様の感染リスク回避の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面または電磁的方法（インターネット）による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、当日は、お土産はご用意しておりませんので、予めご了承の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年9月29日（水曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館1階
ベルサール三田
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年9月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、又はスマートフォンによる場合は議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をご利用のうえ、画面の案内に従い、2021年9月28日（火曜日）午後6時までに賛否をご入力ください。なお、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。詳細につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

(3) 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

(4) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、【事業報告】の「会社の新株予約権等に関する事項」、【連結計算書類】の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、【計算書類】の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.idea-in.com/>) への掲載をもって、株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(5) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.idea-in.com/>) に掲載させていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集通知をご持参いただけますようお願い申し上げます。

[新型コロナウイルス感染拡大防止への対応のお願い]

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面または電磁的方法（インターネット）による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクのご持参及び着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会会場において、感染拡大防止のために必要な対応（受付での株主様への検温及びアルコール消毒の実施、発熱や咳などの症状を有する株主様に対するご入場お断り、役員及び運営スタッフのマスク着用、飲料水等の配布中止、株主様の間隔を確保するための座席数の大幅削減及びそれに伴う入場者数の制限、株主総会の開催時間の短縮の観点から議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の説明の簡略化又は省略等を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト（<https://www.idea-in.com/>）にてお知らせいたします。

「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願いいたします。

1. インターネットによる議決権行使方法

- (1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社が指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において行使可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まではシステムメンテナンスのため取り扱いを休止します。)
- (2) 上記議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (3) スマートフォンによる方法として、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。
セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
- (4) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」の変更（新しいパスワードの登録）をお願いいたします。
- (5) 議決権行使は、2021年9月28日（火曜日）午後6時まで可能ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。

2. 留意事項

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネットの利用環境、スマートフォンまたは携帯電話の機種等によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございます。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行（株） 証券代行部（ヘルプデスク）

電話（受付 9：00～21：00） 0120-173-027（通話料無料）

事 業 報 告

(自 2020年7月1日
至 2021年6月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループの当連結会計年度（自2020年7月1日 至2021年6月30日）における業績は、前連結会計年度と比べ売上高は16,787百万円と1,518百万円の増収、営業利益は1,217百万円と471百万円の増益、経常利益は1,045百万円と528百万円の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は482百万円と292百万円の増益となり、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はともに過去最高となりました。

売上高につきましては、ライフスタイル商品ブランド「BRUNO」において、国内では、累計販売台数200万台を突破した主力商品のコンパクトホットプレートが、限定カラーの発売やSNSでの動画配信による広告効果で前期の売上を上回りブランドを牽引しました。また、巣ごもり需要による調理家電人気が続く中、テレビCMや雑誌の家電特集による認知効果もありスチーム&ベイクトースターやマルチスティックブレンダーも好調に売上を伸ばしました。インテリア家電では、新発売のスタイリングハンディスチーマーが除菌や花粉対策で売上を伸ばしたほか、ふとンドライヤーやフロア加湿器も売上が前期を大きく上回り売上増加に貢献いたしました。海外では、台湾でコンパクトホットプレートやマルチスティックブレンダーなど「BRUNO」商品のキャンペーンの実施やテレビCMの効果により売上を伸ばしたほか、香港でも広告効果による「BRUNO」商品人気向上を背景に前期売上を大きく上回りました。さらに2020年9月から販売を開始した北米市場においてもコンパクトホットプレートを2万台以上出荷するなど好調に推移したことから、海外販売の売上高は前期比107%と増加いたしました。これらの結果、「BRUNO」の売上高は前期比134%と大きく増加いたしました。

トラベル商品ブランド「MILESTO」は、テレワーク需要の高まりによりバックパックが売上を伸ばしたほか、通勤用の小型バッグやPC収納ケース等を新たに販売するなどウィズコロナでの新しいライフスタイルに対応した商品展開で売上回復を図りましたが、旅行需要低下による主力商品のキャリー等の販売低迷が大きく影響し、売上高は前期比55%となりました。

営業利益につきましては、「BRUNO」をはじめ利益率の高い自社商品ブランドの売上高が前期比134%と増加したこと、またEコマース販売での売上高が前期比170%と大きく拡大したこと等により売上総利益率が44%と前期41%から改善、さらにテレワーク勤務の推進により固定費の削減を実現したこと等により、1,217百万円（前連結会計年度は746百万円）となりました。

経常利益につきましては、株主優待関連費用が発生したものの1,045百万円（前連結会計年度は517百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大にかかる直営店舗の休業関連費用や一部店舗の減損損失を計上したものの482百万円（前連結会計年度は189百万円）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

住関連ライフスタイル商品製造卸売事業は、当社卸売販売において売上高が前期比109%と増加、主要得意先との取引が全体的に堅調に推移し、主力商品のキッチン家電及びインテリア家電がともに好調に売上を伸ばしました。しかしながら子会社のシカタ社におきましては、ウィズコロナでの新しいライフスタイルに向けて投入した抗菌リュック類が売上を伸ばしたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から既存バッグ等のOEM販売やオリジナルブランドの売上が減少したことにより、シカタ社（その子会社含む）の卸売売上高は前期比90%となりました。結果として住関連ライフスタイル商品製造卸売事業の売上高は9,830百万円（前連結会計年度は9,531百万円）、営業利益は1,763百万円（前連結会計年度は1,548百万円）となりました。

住関連ライフスタイル商品小売事業は、Eコマース販売においてコンパクトホットプレートやマルチスティックブレンダーなどの主力商品が巣ごもり需要における人気調理家電として引き続き好調に推移しました。また、「BRUNO」のファンサイト開設やテレビ番組などメディアでの露出増加、SNS動画の広告効果によりブランド認知度が高まったことや、物流体制を強化したこと、さらに商品の店頭受け取りサービスや各種電子決済方法の追加など利便性の向上を図ったこと等により、Eコマースの売上高は前期比170%となりました。直営店販売においてトラベル店舗では長引く旅行需要の低下により売上は低迷したものの、自社キッチン家電商品販売を主とする店舗「BRUNO」においては、巣ごもり需要や

「BRUNO」商品の認知度向上効果もあり、キッチン家電が好調に売上を伸ばしました。これらの結果として、住関連ライフスタイル商品小売事業の売上高は6,915百万円（前連結会計年度は5,703百万円）、営業利益は752百万円（前連結会計年度は294百万円）となりました。

デザイン事業においては、売上高は41百万円（前連結会計年度は33百万円）、営業利益は41百万円（前連結会計年度は33百万円）となりました。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、116百万円であります。

その主な内訳は、新規出店・改装に伴う店舗内装設備（73百万円）及び新商品開発に伴う金型（42百万円）となっております。

（３）資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社が判断したものであります。

2020年2月から続く新型コロナウイルス感染症拡大は日本経済に大きな打撃を与え、多くの企業が減収減益の中、当社グループは、今まで推し進めてきたリスク分散戦略が功を奏し、売上高16,787百万円、営業利益1,217百万円、親会社株主に帰属する当期純利益482百万円と売上、利益ともに過去最高となりました。

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスのワクチン普及等により、経済活動再開の動きがみられるものの、依然として先行き不透明な状況にあり、個人消費の低迷や業種・業態を越えた販売競争の激化など、小売業を取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されます。

このような状況の中、当社グループは環境の変化に柔軟に対応すべく、卸売販売、直営店販売、Eコマース販売の三つの販路をバランス良く展開、また商品においてもキッチン雑貨を中心とするインテリア商品ブランド「BRUNO」、トラベル商品ブランド「MILESTO」、化粧品ブランド「Me TIME」等異なったカテゴリーを展開するリスク分散戦略をさらに進めてまいります。

商品開発に関して、「BRUNO」においては好調なキッチン家電や季節家電の拡充に加え、生活家電やインテリア用品などのカテゴリーを広げ、「BRUNOのある暮らしを楽しむ」をコンセプトに新商品開発に注力してまいります。また、「MILESTO」においてはトラベルだけでなくテレワーク、アウトドアなど使用シーンを広げて利用できる商品も開発してまいります。直営店舗に関しては、接客重視の販売スタイルから非接触型の販売スタイルに転換し、固定費を削減してまいります。また大幅な売上拡大が見込めるEコマースに関しては、自社ECサイトを中心に限定商品や通販専用商品の販売、既存顧客の購入回数を増やすために直営店舗とのサービス連携等の施策を実施、また新規顧客を獲得するため大手モールサイトの販売を強化することで売上拡大を図ってまいります。また、中国、香港、台湾などアジア圏において「BRUNO」の認知及び評価が高まっており、海外販売代理店との連携を一層強化し、売上拡大を図ってまいります。マーケティング関連では、インテリア商品ブランド「BRUNO」を中心に広告宣伝・販売促進を戦略的に進めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大、または収束時期等には多くの不確実性が伴うため、今後の当社グループの事業活動に大きな影響を及ぼす場

合、必要に応じて業績の修正を行う可能性があります。

以上を踏まえ、次期の業績は売上高170億円、営業利益12億2千万円、経常利益10億5千万円、親会社株主に帰属する当期純利益5億2千万円を見込んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第 23 期 2018年6月期	第 24 期 2019年6月期	第 25 期 2020年6月期	第 26 期 (当連結会計年度) 2021年6月期
売上高 (百万円)	9,011	15,155	15,268	16,787
経常利益 (百万円)	293	444	517	1,045
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	296	168	189	482
1株当たり当期純利益 (円)	20.98	11.77	13.22	33.63
総資産額 (百万円)	9,477	8,531	9,907	8,527
純資産額 (百万円)	4,038	4,155	4,302	4,730
1株当たり純資産額 (円)	281.54	289.72	300.00	329.80

②当社の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第 23 期 2018年6月期	第 24 期 2019年6月期	第 25 期 2020年6月期	第 26 期 (当事業年度) 2021年6月期
売上高 (百万円)	8,306	10,062	10,837	12,738
経常利益 (百万円)	280	146	432	903
当期純利益 (百万円)	306	7	162	420
1株当たり当期純利益 (円)	21.69	0.51	11.36	29.33
総資産額 (百万円)	8,233	7,198	8,711	7,571
純資産額 (百万円)	4,047	4,009	4,117	4,481
1株当たり純資産額 (円)	282.21	279.56	287.06	312.45

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社はR I Z A Pグループ株式会社であり、当社の普通株式を7,583,200株（持株比率52.8%）所有しております。当社は親会社に住関連ライフスタイル商品を販売するなどの取引を行っております。当社と親会社は役員の兼務等の関係があります。

当社と親会社の主な取引としては、当社は同社に短期貸付金として資金の貸付を行っているとともに、金融機関からの一部の借入に対し、同社より債務保証を受けております。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題ないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社シカタ	100	100%	バックの企画・製造（OEM、ODM事業、ブランド事業）

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社シカタ	京都府京都市山科区西野小柳町38-3	1,598百万円	7,571百万円

(7) 主要な事業内容（2021年6月30日現在）

事業部門	主要製品・事業内容
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	住関連ライフスタイル商品（時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等）の卸売事業
住関連ライフスタイル商品小売事業	住関連ライフスタイル商品（時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等）の直営店及びEコマースによる小売事業
デザイン事業	商品関連、住空間関連等のコンセプト・デザインの企画・作成

(8) 主要な営業所及び店舗 (2021年 6 月30日現在)

本 社：東京都港区

店 舗：

IDEA SEVENTH SENSE

有楽町マルイ店

新丸の内ビルディング店

タカシマヤゲートタワーモール店

八重洲地下街店

三井アウトレットパーク入間店

三井アウトレットパーク長島店

BRUNO

ルミネ新宿店

エキュート赤羽店

阪急西宮ガーデンズ店

アトレ吉祥寺店

京都駅前地下街ポルタ店

大丸札幌店

越谷レイクタウン店

松坂屋名古屋店

ららぽーとTOKYO-BAY店

渋谷ヒカリエShinQs店

パルコヤ上野店

ルミネ池袋

有明ガーデン店

グランエミオ所沢店

ららぽーと愛知東郷店

心斎橋パルコ店

アトレ浦和店

テラスモール湘南店

ららぽーとEXPO CITY店

みなとみらい東急スクエア店

TRAVEL SHOP MILESTO

成田国際空港店

ルクア大阪店

みなとみらい東急スクエア店

テラスモール湘南店

八重洲地下街店

大丸札幌店
越谷レイクタウン店
松坂屋名古屋店
ららぽーとTOKYO-BAY店
渋谷ヒカリエShinQs店
パルコヤ上野店
有明ガーデン店
グランエミオ所沢店
ららぽーと愛知東郷店
心斎橋パルコ店
TRAVEL STYLE by MILESTO
名古屋店
GOOD GIFT GO
プライムツリー赤池店
イオンモール座間店
ららぽーと名古屋みなとアクルス店

(9) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

① 連結会社の状況

2021年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	71	[3]
住関連ライフスタイル商品小売事業	165	[98]
デザイン事業	5	[0]
その他管理部門	71	[6]
合計	312	[107]

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。

② 提出会社の状況

2021年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
224 [107]	34.7	5.9	3,762,879

セグメントの名称	従業員数(名)	
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	32	[3]
住関連ライフスタイル商品小売事業	116	[98]
デザイン事業	5	[0]
その他管理部門	71	[6]
合計	224	[107]

(注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株 式 会 社 新 生 銀 行	548
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	485
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	484
株 式 会 社 り そ な 銀 行	300
株 式 会 社 京 都 銀 行	154
株 式 会 社 高 知 銀 行	75
株 式 会 社 富 山 銀 行	16
株 式 会 社 徳 島 銀 行	14
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	5
株 式 会 社 南 都 銀 行	2
京 都 中 央 信 用 金 庫	2

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,968,000株
 (2) 発行済株式総数 14,717,350株
 (3) 株主数 29,825名
 (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
R I Z A P グ ル ー プ 株 式 会 社	7,583,200	52.87
松 原 元 成	53,900	0.37
新 沼 吾 史	23,200	0.16
三 津 寛 子	10,000	0.06
田 中 昭 道	9,000	0.06
丸 山 定 雄	7,000	0.04
小 関 学	6,400	0.04
篠 原 信 一 郎	6,400	0.04
イデアインターナショナル従業員持株会	5,700	0.03
星 野 智 則	5,600	0.03

(注) 1 当社は、自己株式 (374,715株) を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2 持株比率は、自己株式 (374,715株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	森 正 人	RIZAPグループ株式会社 上級執行役員 株式会社シカタ 代表取締役会長
取締役（マーケティング&セールス本部長）	星 野 智 則	株式会社シカタ 取締役
取締役（経営情報部長）	松 原 元 成	株式会社シカタ 取締役
取締役	小 野 聡	ライブラ法律会計事務所 所長
取締役（コンプライアンス部長）	佐々木 衛	
取締役（商品部長）	須 崎 博 之	
取締役（リテール事業部長）	小 林 寛 幸	
取締役	鎌 谷 賢 之	RIZAPグループ株式会社 取締役 RIZAP株式会社 取締役 SDエンターテイメント株式会社 取締役 MRKホールディングス株式会社 取締役
取締役	塩 田 徹	RIZAPグループ株式会社 取締役 RIZAP株式会社 取締役 REXT株式会社 代表取締役会長 SDエンターテイメント株式会社 取締役 MRKホールディングス株式会社 取締役 堀田丸正株式会社 取締役 RIZAPトレーディング株式会社 代表取締役社長
取締役	安 部 純 一	RIZAPグループ株式会社 経営戦略部長 株式会社ビーアンドディー 取締役 一新時計株式会社 取締役 RIZAPビジネスイノベーション株式会社 代表取締役
取締役	山 田 東 城	RIZAPグループ株式会社 人事本部 副本部長 RIZAPビジネスイノベーション株式会社 人事総務部長 MRKホールディングス株式会社 取締役
取締役	有 信 勝 宏	RIZAPグループ株式会社 財務戦略部長 一新時計株式会社 取締役 株式会社アンティローザ 取締役 RIZAPインベストメント株式会社 監査役 SDエンターテイメント株式会社 取締役
取締役	村 瀬 功	RIZAPグループ株式会社 社長室 室長補佐
常勤監査役	濱 田 俊 一	
監査役	岩 城 健	岩城税理士事務所 代表
監査役	榎 本 一 久	弁護士法人東京表参道法律会計事務所 代表社員 株式会社クレアスライフ 監査役 フォーライフ株式会社 監査役

(注) 1 取締役小野聡氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役濱田俊一氏、岩城健氏及び榎本一久氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であ

- ります。
- 3 監査役岩城健氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4 取締役小野聡氏及び監査役榎本一久氏は、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各業務執行取締役等でない取締役及び各監査役は、当社定款第28条第2項及び第37条第2項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額まで責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要等は、以下のとおりであります。

- ・当該保険の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び重要な使用人その他の主要な業務執行者であります。
- ・株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）を決議しております。

各取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその決定を委任するものとし、代表取締役社長森正人は決定方針に則って、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとしております。一任する理由は、当社全体の業績等を俯瞰して各取締役の評価を行うのは代表取締役が適任であると判断したためであります。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については報酬等の決定方法および内容が決定方針に整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の概要は以下のとおりであります。

<基本方針>

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

<基本報酬>

基本報酬は、毎年1回、一定の時期に、1年間の総額を決定し、12分割のうえ毎月1回支給する固定報酬とし、役位、職責、在任年数、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、決定方針の実現を図る観点から総合的に勘案して決定するものとしております。

<業績連動報酬>

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業

績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、具体的には、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を翌年度の基本報酬に加算して支給するものとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう当該計画の策定時に設定し、適宜、経営環境の変化および社会情勢等に応じて見直しを行うものとしております。

<非金銭報酬>

該当事項ありません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2008年9月26日開催の第13回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬限度額は、2008年9月26日開催の第13回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の 種類別の 総額 (千円)	支給人員 (名)
		基本報酬	
取締役 (うち社外取締役)	74,085 (4,672)	74,085 (4,672)	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	7,800 (7,800)	7,800 (7,800)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	81,885 (12,472)	81,885 (12,472)	10 (4)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役小野聡氏は、ライブラ法律会計事務所所長を兼務しております。兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役岩城健氏は、岩城税理士事務所代表を兼務しております。兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役榎本一久氏は、弁護士法人東京表参道法律会計事務所の代表社員並びに株式会社クレアスライフ及びフォーライフ株式会社の監査役を兼務しております。各兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	小 野 聡	当事業年度開催の16回の取締役会のうち15回に出席しております。弁護士としての専門的な見地から、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立した立場に立った忌憚のないご意見をいただくなど、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化等につながる社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
常 勤 監 査 役	濱 田 俊 一	当事業年度開催の16回の取締役会の全てに出席し、14回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	岩 城 健	当事業年度開催の16回の取締役会のうち15回に出席し、14回の監査役会のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	榎 本 一 久	当事業年度開催の16回の取締役会の全てに出席し、14回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額 21百万円

当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
21百万円

- (注) 1 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が適正であると判断し同意いたしました。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 3 当社の子会社である株式会社シカタは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2008年3月15日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制整備を目的として、以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。なお、2018年8月24日付けでその内容の一部を改定しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスに係る社内規程を定める。これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き横断的に統括するとともに、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図る。

取締役会を定期的に開催する等、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための十分な体制を運営する。

また、内部通報体制に係る社内規程を定め、役員及び従業員等が社内においてコンプライアンス違反行為を防止する体制を構築するとともに通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを定める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・文書取扱規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

これら文書を取締役及び監査役はいつでも閲覧できるものとする。

③ 損失危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内規程に基づき、事業活動全般にわたり発生する様々なリスクに対し、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

経営戦略上のリスクに関しては経営会議で、業務上のリスクについては関連部署で、それぞれリスク分析及びその対応策を検討し、取締役会において審議する。

また、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に照会し対処する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な社内規程として職務権限規程、稟議規程等を更新し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。また、取締役会を定期的に開催することで各役員の職務の執行に対する評価・分析を行う。

さらに取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営会議にて業務執行に関する事項及び重要事項に係るテーマについて審議を行う。

また、IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機

能を構築する。

⑤ 企業集団の業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務に関する重要な情報については、「子会社管理規程」に基づき、報告責任のある取締役が定期的又は随時報告して、取締役会において情報共有ならびに協議を行う。

(b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を管理する主管部門を「子会社管理規程」において、経営情報部と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、経営情報部は子会社から適時に報告を受ける。

(c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は必要に応じて、当社の取締役及び使用人の中から相応しい者を、子会社の取締役として任命・派遣し、当社及び当社の子会社の業務の適正な遂行を確保する。

(d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社全体として、企業倫理遵守に関する行動をより明確に実践するため、「役員従業員倫理規程」を定め、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に周知徹底させる。また、当社の内部監査部門が、子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。

(e) その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、経営の自主性及び独立性を保持しつつ、当社の親会社及び親会社の子会社（以下「親会社等」という）を含む企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に貢献するため、また、グループ経営の一体性確保のため、親会社の指揮のもと、当社経営陣と親会社等経営陣による連結会議を定期的に行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、総務部門又は内部監査部門に所属する使用人を随時監査役の補助職務に当たらせる。当該使用人の人事については、取締役が監査役の同意を求める。また、その独立性を確保するため、当該使用人に対する指揮命令は監査役のみ属する。

⑦ 監査役への報告体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利

益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は、法令・定款及び社内規程に違反する恐れのあることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。また、内部通報体制に係る社内規程において、監査役も通報窓口とすることを定めるとともに、通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを定める。

また、監査役は社内規程に基づき、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、内部監査担当や監査法人と情報の交換を行うなど連携を図る。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行をするために生ずる費用について、当社に対して費用の前払又は償還を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、あらゆる会議への出席権限を有するものとし、代表取締役社長及び各取締役と定期的に意見交換を行い、取締役及び使用人に対する調査・是正を行うとともに、コンプライアンス、情報保存・管理、リスク管理に関与する部署ならびに内部監査部門との連携を図るものとする。

また、監査役は共有サーバーへのアクセスなどにより各種会議の議事録等の情報を閲覧できるものとする。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求等に対しては毅然とした対応をとる。

当社は、上記の基本的な考え方のもと、反社会的勢力排除に向け「反社会的勢力対策規程」を制定し、平素から関係行政機関、顧問弁護士及び外部調査機関等の専門機関との連携を深め、情報収集に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

- ① 当社は、毎月1回以上の定例取締役会のほか、毎月1回の経営会議を開催し、取締役及び社員の職務執行について確認しております。また取締役会の議事録は開催ごとに作成し、経営情報部において保存管理しております。
- ② 常勤監査役は、当社取締役会のほか、経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から個別に業務執行の状況についての聴取を行うなど、業務執行の状況等を確認検証しており、監査役会において情報が共有されております。
- ③ 財務報告に係る内部統制につき、決算財務プロセスその他重要なプロセスの検証及び評価を実施しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。配当につきましては、財務基盤の健全性を維持し、事業環境の変化や将来の事業展開に応じた内部留保の充実と長期的な安定配当を考慮した配当政策を実施してまいります。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき4円00銭とさせていただきます。

本事業報告中の記載数字については、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

2021年6月30日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,848	流動負債	2,583
現金及び預金	2,593	支払手形及び買掛金	530
受取手形及び売掛金	1,565	短期借入金	736
商品及び製品	1,895	1年内返済予定の長期借入金	371
その他	803	未払法人税等	314
貸倒引当金	△8	賞与引当金	86
固定資産	1,678	返品調整引当金	7
有形固定資産	588	販売促進引当金	11
建物及び構築物	205	リコール損失引当金	1
土地	290	その他の他	522
その他	93	固定負債	1,213
無形固定資産	570	長期借入金	982
のれん	485	退職給付に係る負債	179
その他	84	その他の他	52
投資その他の資産	519	負債合計	3,796
繰延税金資産	228	(純資産の部)	
その他	306	株主資本	4,720
貸倒引当金	△14	資本剰余金	1,509
資産合計	8,527	資本剰余金	1,818
		利益剰余金	1,474
		自己株式	△82
		その他の包括利益累計額	9
		繰延ヘッジ損益	7
		為替換算調整勘定	2
		純資産合計	4,730
		負債純資産合計	8,527

連 結 損 益 計 算 書

自 2020年 7 月 1 日 至 2021年 6 月30 日

(単位：百万円)

科目	金額	
売 上 高		16,787
売 上 原 価		9,309
売 上 総 利 益		7,477
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		8
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		7
差 引 売 上 総 利 益		7,477
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,259
営 業 利 益		1,217
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	0	
為 替 差 益	3	
そ の 他	6	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34	
株 主 関 連 費 用	115	
そ の 他	34	183
経 常 利 益		1,045
特 別 損 失		
減 損 損 失	139	
休 業 関 連 費 用	66	
そ の 他	0	206
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		838
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	357	356
法 人 税 等 調 整 額	△0	
当 期 純 利 益		482
親会社株主に帰属する当期純利益		482

貸 借 対 照 表

2021年6月30日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,287	流 動 負 債	2,137
現 金 及 び 預 金	2,215	支 払 手 形	195
受 取 手 形	126	買 掛 金	224
売 掛 金	737	短 期 借 入 金	636
商 品 及 び 製 品	1,589	1年内返済予定の長期借入金	283
前 払 費 用	68	未 払 金	226
そ の 他	553	未 払 費 用	100
貸 倒 引 当 金	△4	未 払 消 費 税 等	57
固 定 資 産	2,284	未 払 法 人 税 等	293
有 形 固 定 資 産	189	賞 与 引 当 金	71
建 物	109	返 品 調 整 引 当 金	4
工 具、器 具 及 び 備 品	47	販 売 促 進 引 当 金	11
そ の 他	31	リ コ ー ル 損 失 引 当 金	1
無 形 固 定 資 産	36	そ の 他	30
リ ー ス 資 産	20	固 定 負 債	952
そ の 他	16	長 期 借 入 金	910
投資その他の資産	2,058	そ の 他	41
関 係 会 社 株 式	1,598	負 債 合 計	3,090
繰 延 税 金 資 産	198	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	276	株 主 資 本	4,480
貸 倒 引 当 金	△14	資 本 金	1,509
資 産 合 計	7,571	資 本 剰 余 金	1,818
		資 本 準 備 金	1,818
		利 益 剰 余 金	1,234
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,234
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,234
		自 己 株 式	△82
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		純 資 産 合 計	4,481
		負 債 純 資 産 合 計	7,571

損 益 計 算 書

自 2020年7月1日 至 2021年6月30日

(単位：百万円)

科目	金額	
売 上 高		12,738
売 上 原 価		6,404
売 上 総 利 益		6,334
返品調整引当金戻入額		5
返品調整引当金繰入額		4
差引売上総利益		6,336
販売費及び一般管理費		5,264
営業利益		1,071
営業外収益		
受取利息	0	
その他	9	10
営業外費用		
支払利息	29	
株主関連費用	115	
その他	33	178
経常利益		903
特別損失		
減損損失	139	
休業関連費用	47	
その他	0	187
税引前当期純利益		715
法人税、住民税及び事業税	319	
法人税等調整額	△24	294
当期純利益		420

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年 8月27日

株式会社イデアインターナショナル
取締役会 御中

東 邦 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 齋 藤 義 文 ㊞

公認会計士 木 全 計 介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イデアインターナショナルの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イデアインターナショナル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年 8月27日

株式会社イデアインターナショナル
取締役会 御中

東 邦 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 齋 藤 義 文 ㊞

公認会計士 木 全 計 介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イデアインターナショナルの2020年7月1日から2021年6月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月27日

株式会社イデアインターナショナル 監査役会

常勤監査役 濱 田 俊 一 ㊞

監 査 役 岩 城 健 ㊞

監 査 役 榎 本 一 久 ㊞

注：監査役全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円

総額 金57,370,540円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社の主力ブランドであるキッチン家電を中心としたインテリア商品ブランド「BRUNO（ブルーノ）」の商品の販売拡大による企業価値の向上に向けて、「BRUNO」ブランドのさらなる認知度向上を図ると同時に、今までにない商品・サービスを提供し続けることにより、さらなる持続的成長を図るべく、商号をBRUNO株式会社へと変更したく、現行定款の一部を変更するものであります。なお、この現行定款の変更は、令和3年10月1日をもって効力を生じるものとし、その旨を規定する経過措置を附則に設け、効力発生後、この経過措置を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社イデアインターナショナルと称し、英文では <u>IDEA INTERNATIONAL CO., LTD.</u> と表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、 <u>B R U N O株式会社</u> と称し、英文では <u>BRUNO, Inc.</u> と表示する。
(新設)	附則 第1条(商号)の変更は、令和3年10月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、 <u>第1条の変更の効力発生日の経過をもって削除されるものとする。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（13名）が、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、業務執行機能と監督機能を分離し、業務執行の推進力を高め、取締役会における監督機能の強化を図るため取締役を8名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	もり まさと 森 正 人 (1954年11月18日)	1979年4月 住友化学工業株式会社入社 1982年4月 株式会社マックス入社 1993年10月 同社 取締役 2002年7月 株式会社富士薬品入社 2004年1月 カルフール・ジャパン株式会社入社 2005年1月 株式会社ライダーズ・サポート・カンパニー入社 2005年3月 同社 代表取締役 2008年8月 健康コーポレーション株式会社（現RIZAPグループ株式会社）事業推進部長 2009年3月 株式会社弘乳舎 監査役 2009年6月 健康コーポレーション株式会社（現RIZAPグループ株式会社）取締役 2013年9月 当社取締役 2014年9月 当社代表取締役社長（現任） 2018年4月 株式会社シカタ 取締役 2018年5月 同社 代表取締役会長（現任） 2019年1月 RIZAPグループ株式会社 執行役員 2020年6月 同社 上級執行役員（現任） （重要な兼職の状況） RIZAPグループ株式会社 上級執行役員 株式会社シカタ 代表取締役会長	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	お の さとし 小 野 聡 (1964年10月22日)	1989年 4 月 最高裁判所司法研修所入所 第43期司法修習生 1991年 4 月 第二東京弁護士会 弁護士登録 2006年 4 月 かつま法律事務所（現ライブラ法律会計事 務所）開設 所長（現任） 2019年 9 月 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） ライブラ法律会計事務所 所長	一株
3	かま や たか ゆき 鎌 谷 賢 之 (1974年 7 月16日)	1997年 4 月 三洋電機株式会社 入社 2007年 4 月 同社 経営戦略部 担当部長（全社戦略担 当） 2009年 4 月 ソフトバンク株式会社 入社 2009年 7 月 同社 社長室 シニアマネージャー（経営 戦略担当） 2014年 4 月 株式会社ナガセ 常務執行役員 2017年 1 月 RIZAPグループ株式会社 入社、グループ 戦略統括室長 2018年 5 月 同社 グループ管理本部長 2019年 4 月 同社 執行役員 経営企画本部長 2019年 6 月 株式会社ジーンズメイト 取締役 2019年11月 RIZAPグループ株式会社 執行役員経営企 画本部長 兼 財務経理本部長 2020年 4 月 同社 執行役員グループ経営企画・財務 経理統括 2020年 6 月 同社 取締役 2020年 7 月 当社 顧問 2020年 8 月 RIZAP株式会社 取締役（現任） 2020年 9 月 当社 取締役（現任） 2020年12月 SDエンターテイメント株式会社 取締役 （現任） 2020年12月 MRKホールディングス株式会社 取締役 （現任） 2020年 3 月 RIZAPグループ株式会社 取締役 グル ープ経営企画・購買物流統括（現任） （重要な兼職の状況） RIZAPグループ株式会社 取締役 グループ経営企画・ 購買物流統括 RIZAP株式会社 取締役 SDエンターテイメント株式会社 取締役 MRKホールディングス株式会社 取締役	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	しお た てつ 塩 田 徹 (1973年 8 月21日)	1997年 4 月 株式会社大林組 入社 2000年 3 月 アイ・ビー・エムビジネスコンサルティングサービス株式会社 (現 日本アイ・ビー・エム株式会社) 入社 2009年 1 月 株式会社ワールド入社 2015年 4 月 パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社 (現 PHCホールディングス株式会社) 入社 人事部長・総務部長・CEOオフィス部長 2019年 6 月 RIZAPグループ株式会社 入社 2019年 8 月 同社 人事本部長 2019年12月 同社 執行役員 人事本部長 兼 法務・リスクマネジメント本部長 2020年 4 月 同社 執行役員 グループ人事・総務・法務・リスクマネジメント統括 2020年 5 月 同社 執行役員 グループ人事・総務・法務・リスクマネジメント統括、社長室長 2020年 6 月 同社 取締役 2020年 6 月 堀田丸正株式会社 取締役 (現任) 2020年 6 月 MRKホールディングス株式会社 取締役 (現任) 2020年 7 月 RIZAPトレーディング株式会社 代表取締役社長 (現任) 2020年 8 月 RIZAP株式会社 取締役 (現任) 2020年 9 月 当社 取締役 (現任) 2020年12月 SDエンターテイメント株式会社 取締役 (現任) 2021年 3 月 RIZAPグループ株式会社 取締役 国内事業・人事・マーケティング・営業・DX統括 兼 社長室長 (現任) 2021年 4 月 REXT株式会社 取締役会長 2021年 8 月 REXT株式会社 代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) RIZAPグループ株式会社 取締役 国内事業・人事・マーケティング・営業・DX統括 兼 社長室長 RIZAP株式会社 取締役 REXT株式会社 代表取締役会長 SDエンターテイメント株式会社 取締役 MRKホールディングス株式会社 取締役 堀田丸正株式会社 取締役 RIZAPトレーディング株式会社 代表取締役社長	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	あり のぶ まさ ひろ 有 信 勝 宏 (1985年 1 月 9 日)	2007年 4 月 株式会社三井住友銀行 入行 2018年 9 月 RIZAPグループ株式会社入社 管理本部、 グループ経営戦略、関連事業統括、財務担 当 2019年12月 株式会社ディーエム 取締役 2019年12月 一新時計株式会社 取締役（現任） 2019年12月 株式会社アンティローザ 取締役（現任） 2020年 4 月 RIZAPグループ株式会社 財務部長 2020年 4 月 RIZAPインベストメント株式会社 監査役 （現任） 2020年 9 月 当社 取締役（現任） 2020年12月 SDエンターテインメント株式会社 取締役 （現任） 2021年 6 月 RIZAPグループ株式会社 財務戦略部長（現 任） （重要な兼職の状況） RIZAPグループ株式会社 財務戦略部長 一新時計株式会社 取締役 株式会社アンティローザ 取締役 RIZAPインベストメント株式会社 監査役 SDエンターテインメント株式会社 取締役	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
2. 小野聡氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
 同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながることを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
3. 小野聡氏、鎌谷賢之氏、塩田徹氏及び有信勝宏氏とは、当社定款第28条第2項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額まで責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
5. 森正人氏、鎌谷賢之氏、塩田徹氏及び有信勝宏氏は、現在又は過去10年間に於いて当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社の業務執行者であり、各氏の同社における現在又は過去10年間の地位及び担当は、上記の略歴に記載のとおりであります。

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

ベルサール三田

東京都港区三田三丁目 5 番 27 号 住友不動産三田ツインビル西館 1 階



交通のご案内

- | | |
|----------------|----------------------|
| J R山手線・京浜東北線 | 田町駅三田口（西口）より徒歩約 8 分 |
| 都営地下鉄三田線・浅草線 | 三田駅 A 1 出口より徒歩約 6 分 |
| 都営地下鉄浅草線・京浜急行線 | 泉岳寺駅 A 3 出口より徒歩約 6 分 |

（お願い）

会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。